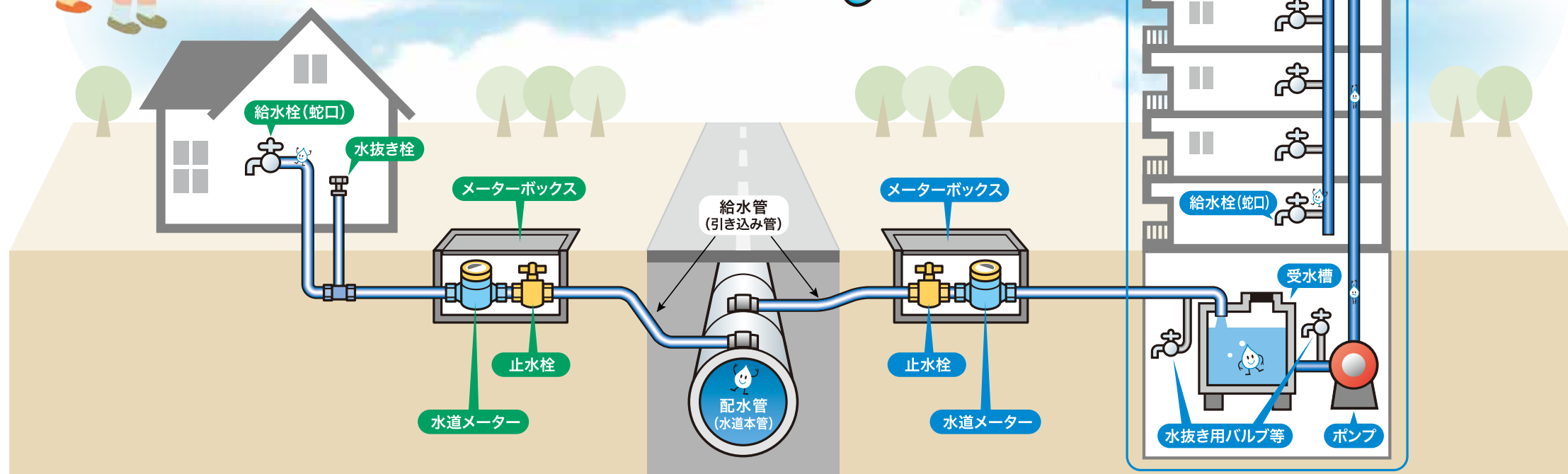
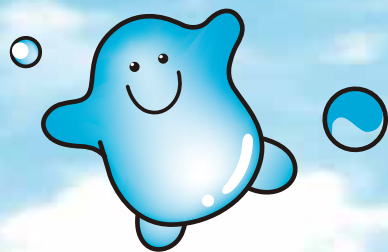


給水装置

皆さまのご家庭まで
水を送ります

配水管によって市内のすみずみまで送られた水道水は、給水管に引き込まれ、皆さまのご家庭の蛇口までたどり着きます。

また、マンションなどの中高層住宅にお住まいの皆さまにも受水槽を経由しないで直接水道水をお届けできるよう、直結給水の普及促進に努めています。



区分	宅地部分	道路部分	敷地部分	建物部分
給水装置の管理	所有者 (使用者)	水道局	設置者 (所有者など)	
水質の管理	水道局		設置者 (所有者など)	

ご家庭の給水装置はあなたの財産です

道路に埋めてある配水管 (水道本管) から分かれて、家庭に引き込まれている給水管と、これに直結して取り付けられている止水栓、水道メーター、水抜き栓、蛇口などをまとめて「給水装置」といいます。

給水装置は、建物の所有者が設置したものですので、水道局から貸与されている水道メーター^{※1}以外は、所有者の財産です。

したがって、給水装置の維持管理は所有者 (使用者) が行う必要があります。修理などの費用は、所有者 (使用者) である皆さまの負担となります。ただし、道路部分の漏水などの修理は水道局が行います。

給水装置には皆さまの大切な飲み水が通っていますので、いつも十分注意して管理しましょう。

※1 水道メーターは水道局からの貸与品ですが、日常の管理は所有者 (使用者) である皆さまが行うこととなります。

ご家庭の水道工事は 指定給水装置工事事業者へ

給水装置の新設・改造や、水漏れ・凍結の修理など、ご家庭の水道工事は必ず**指定給水装置工事事業者**へお申し込みください。指定給水装置工事事業者以外で工事を行うと違反となり、工事をやり直していただくたり、水を止めることもあります。

- 修理等の料金は事業者によって異なるので、複数の事業者から見積もりを取ることをおすすめします。
- 工事内容・金額・所要時間などについて比較・検討し、納得できる条件の事業者にご依頼ください。
- 水道局では、ご家庭の水道修理を行っていません。

貯水槽水道 (受水槽・ポンプ・高置水槽など) の管理は、設置者 (所有者など) の責任です

貯水槽水道^{※2}は、設置者 (所有者・管理を委託されている方など) が責任を持って、定期的な水質検査や施設の点検、清掃などを行い、衛生管理に努めなければなりません。

なお、簡易専用水道 (受水槽の有効容量が10m³を超えるもの) については、水道法により水槽の清掃と登録検査機関による法定検査を毎年1回以上定期に行うこととなっています。

水道局では、小規模貯水槽水道 (受水槽の有効容量が10m³以下のもの) の衛生管理を支援するため、訪問調査を実施しています。

※2 建物 (敷地) 内に設置されている水槽 (受水槽・高置水槽など) で、いったん水道水を受けてから各戸へ給水する設備

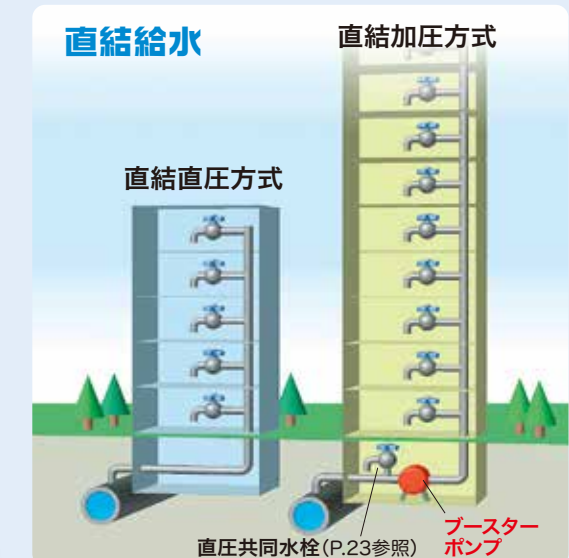
中高層の建物にも 直接水道水をお届けできます

札幌市では、中高層の建物でも受水槽を経由しない直結給水が可能です。5階建て程度までは「直結直圧給水」、10階建て程度までは直結加圧装置 (ブースターポンプ) を取り付ける「直結加圧給水」という方法があります。また、直結加圧装置を複数取り付け、より高層階へ水道水をお届けする方法もあります。ただし、いずれの場合も一部できない地域があります。

直結給水にしますと、受水槽が不要となり、建設コスト、設置スペース、維持管理費が節約できるとともに、新鮮な水を配水管から蛇口まで直接お届けすることができます。

札幌市では、受水槽利用者が直結給水に切り替える際に必要となる水道利用加入金などを免除しており、直結給水の普及に努めています。

詳しくは、給水装置課 (電話211-7081) にお問い合わせください。



ご相談窓口



指定給水装置工事事業者がご不明なとき

- 電話受付センター (裏表紙参照)
- お住まいの区を担当する配水管理課 (裏表紙参照)

中高層の建物への直結給水についてのご相談

- 給水装置課 審査係…………… ☎211-7081

貯水槽水道の衛生管理などについてのご相談

- お住まいの区を担当する配水管理課 (裏表紙参照)
- 給水装置課 給水保全係…………… ☎211-7055
- 札幌市保健所 生活環境課 ビル衛生係…………… ☎622-5165